

第 119 回 総会

南部町農業委員会会議録

平成 27 年 8 月 20 日開催

南部町農業委員会

第 119 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 8 月 20 日 (木) 午後 2 時 00 分
2. 閉会年月日 平成 27 年 8 月 20 日 (木) 午後 2 時 23 分
3. 開催場所 南部町立中央公民館 町民室
4. 出席委員 (24 人)

会長職務代理 15 番 赤 石 敏 文

委員	1 番 磯 川 齋	2 番 藤 田 博 康
	3 番 山 内 一 男	4 番 庭 田 藤 樹
	5 番 野 田 清 八	6 番 川 守 田 雄 一
	7 番 中 村 文 男	8 番 四 戸 正 子
	9 番 堀 内 重 男	10 番 工 藤 雄 一
	11 番 坂 本 俊 孝	12 番 工 藤 喜 代 治
	14 番 石 橋 薫	17 番 西 塚 晴 義
	18 番 高 森 直 樹	19 番 佐 々 木 照 雄
	20 番 砂 庭 周 平	21 番 高 橋 仁
	22 番 中 野 らん子	23 番 馬 場 隆
	24 番 工 藤 茂	25 番 松 村 範 明
	26 番 庭 田 豊 茂	

5. 欠席委員 (2 人)

会長 16 番 前 田 稔

委員 13 番 梅 内 勝 治

6. 会議書記

事務局長 中 里 司

班長 佐 藤 慶

7. 会議日程

日程 第 1 会議録署名委員の指名

日程 第 2 会期の決定

日程 第 3 諸般の報告

日程 第 4 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程 第 5 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

追加日程第 1 議案第 18 号 南部町農業委員会委員の辞任に係る同意について

事務局長	<p>ただいまから、第 119 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長職務代理より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長 職務代理	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 前田会長が欠席ということなので、代わりに会議を始めますが、なにぶん不慣れですので、皆様のご協力をお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 26 名中 24 名で、委員定足数に達しておりますので、第 119 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長職務代理をお願いいたします。 (午後 2 時 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 23 番 馬場隆 委員 24 番 工藤茂 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 16 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>

	<p>山内一男 調査員</p> <p>3番 山内から説明いたします。</p> <p>去る8月12日、磯川 調査員と中央公民館において、議案第16号について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地の贈与を受けて営農するもので、譲渡人は労働力不足のため贈与するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は遠隔地に居住していることから耕作ができないため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第16号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第17号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は4年7か月、10a当たりの賃借料は年額8,000円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第17号について、ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、追加提出議案がありますので、議案書の配布のため、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 12 分）</p> <p>【議案書配布】</p> <p>それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 14 分）</p> <p>お諮りします、追加提出議案について、本日の議事日程に追加することに、ご異議ありませんか。</p>
佐藤班長	<p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、提出議案は議事日程に追加することに決定しました。</p> <p>それでは、追加日程第 1 議案第 18 号「南部町農業委員会委員の辞任に係る同意について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 18 号について、ご説明いたします。</p> <p>去る 8 月 17 日、前田会長から農業委員辞職についての申出があり、辞職願が会長職務代理宛に提出されました。</p> <p>農業委員の辞職については、農業委員会等に関する法律第 16 条の規定により、農業委員会の同意が必要でありますので、その同意を得るために議案を追加提出するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 18 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 18 号「南部町農業委員会委員の辞任に係る同意について」は、同意することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 119 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 23 分）</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 8 月 20 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員